

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長
会議資料

令和7年3月

高齢者支援課

目次

1	介護施設等の整備及び運営について	1
2	介護施設等における防災・減災対策の推進について	17
3	業務継続計画（BCP）の作成について	21
4	養護老人ホーム・軽費老人ホームについて	27
5	有料老人ホーム等の適切な運営の推進等について	50
6	高齢者住まいにおける適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について	66
7	高齢者の居住と生活の一体的な支援について	93
8	介護現場の生産性の向上について	97
9	経営の協働化・大規模化について	113
10	福祉用具・住宅改修について	116
11	介護現場におけるリスクマネジメントについて	127
12	高齢者虐待の防止等について	133
13	介護サービス相談員制度等の推進について	137

10. 福祉用具・住宅改修について

(1) 令和6年度報酬改定

令和6年度介護報酬改定では、利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、要介護度に関係無く給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、一部の福祉用具(固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)及び多点杖)について貸与と販売の選択制を導入したところである。

また、サービスの質の向上や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加すること、福祉用具専門相談員がモニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することが義務付けられた。

上記の見直しに関連したQ&Aを参考に、引き続き、管内市町村及び福祉用具貸与・福祉用具販売事業者等に対し、適切に運用がなされるよう周知・指導の徹底を図り願います。

①令和5年度老人保健健康増進等事業について

介護給付適正化事業の一つである住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査について、取組事例や点検・調査のポイントをまとめた資料を作成し、令和6年6月に「介護給付費適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き」として発出した。

また、平成16年に第1版が出てから改正されていなかった「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を改訂し、新たに給付対象として追加された用具への対応、軽度者の利用も踏まえた対応及び多職種連携の促進等について留意点を記載する等を行った。新たな判断基準を活用いただくと共に、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等への周知にご協力をお願いする。

「介護給付費適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001260517.pdf>

「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285654.pdf>

②令和6年度老人保健健康増進等事業について

本年度は、以下3つの調査研究事業を実施している。

ア 福祉用具サービスの適切なPDCAの実現に向けた調査研究事業

各種調査研究事業等の文献検索や福祉用具貸与・販売計画の利用事例の調査・検証を行った上で、福祉用具専門相談員が活用する福祉用具サービスの適切なPDCAに向けた手引きを作成する予定である。

イ 福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業

令和5年度老健事業で取りまとめた「福祉用具専門相談員指定講習カリキ

ユラムの見直し案」を基に、指定講習事業者及び講師向けに研修内容の標準化及び質を担保するためのガイドライン（指導要領）や研修ツール等を作成する。

ウ 福祉用具の事故防止に向けた体制強化に関する調査研究事業

令和3年度、令和4年度に市町村及び福祉用具貸与事業所における実態把握を通じ、事故報告様式（案）や「福祉用具の安全利用のための福祉用具貸与事業所の体制・多職種連携を強化するための手引き」を作成した。この2点の調査・検証を通じ、事故情報等の活用や福祉用具の安全利用に向けた体制強化について検討しまとめる。

福祉用具貸与事業所向けの事故報告様式案について

https://fukushiyogu.or.jp/guide/detail_2022_houkokusyo.html

福祉用具の利用安全やサービスの向上に向けた取組の整理（手引きの作成）について

https://fukushiyogu.or.jp/guide/detail_2023_houkokusyo.html

（2）福祉用具専門相談指定講習カリキュラムの見直しについて

要介護高齢者等が福祉用具を選定するに当たっては、専門的知識を備えた福祉用具専門相談員から助言を受けて行うこととされており、（介護予防）福祉用具貸与事業所及び（介護予防）特定福祉用具販売事業所には、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置しなければならないこととされている。

今般、都道府県知事が指定する指定講習事業者が実施する講習の内容について、平成26年以來の制度改正の反映や福祉用具の事故防止の観点等を盛り込みカリキュラムの見直しを図っており、パブリックコメントを経て令和7年度当初から施行する予定である。なお、令和7年度中は改正前のカリキュラムで実施した講習は効力を有するが、その講習は令和8年3月31日までに全てを終えなければならないとする経過措置を設ける見込みである。経過措置が終了する令和8年4月1日以降は全ての講習は見直し後の講習カリキュラムに基づき実施しなければならないので、指定講習事業者と緊密に連携し円滑な移行をお願いしたい。

また、カリキュラムの見直し内容については、令和7年2月28日に一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が主催する都道府県及び指定講習事業者を対象とした説明会がなされている。

厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡「福祉用具専門相談員の新たな指定講習カリキュラムの適用開始時期について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001371204.pdf>

（3）介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

介護保険における福祉用具の対象種目については、専門的な知見に基づいた検討を行う必要がある、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」を開催し、「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」（7要件）に基づいて、種目・種類の拡充の検討を行っている。

近年、通信機能等の複合機能を搭載した新たな福祉用具が開発されており、テクノロジーが普及する現状を踏まえた福祉用具の考え方を改めて整理するため、令和6年度から介護分野におけるテクノロジーに通じた構成員をあらたに2名委嘱したところである。

また、本検討会の開催頻度は、令和3年度以降は少なくとも年1回、本検討会を開催することとしてきたが、令和6年度は評価検証に対する支援を目的として、提案者が構成員に対しプレゼンテーションや相談を行う場（非公開）を設け、構成員から直接助言等を行う取組みを試行的に実施している。

福祉用具・住宅改修に関する要望等の方法（提案様式・提出先等）については、厚生労働省ホームページに掲載されていることから、各都道府県におかれては管内市町村、福祉用具貸与事業者、関係団体等に加え、産業振興関係部局等とも協力の上、管内の福祉用具製造企業等に周知いただきたい。

<介護保険対象福祉用具・住宅改修に対する提案>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080056.html>

（４）福祉用具の貸与価格の公表や上限価格の設定等について

福祉用具については、平成30年度介護報酬改定等により、利用者の適切な福祉用具選定に資するよう、

- ・ 国において、商品ごとに全国平均貸与価格を公表、貸与価格の上限（全国平均貸与価格＋1標準偏差）の設定
- ・ 福祉用具専門相談員においては、利用者に対して、貸与しようとする商品の特徴や利用料・全国平均貸与価格を説明の上、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示する

等の取組を実施しているところである。

既に上限価格が設定されている商品の上限価格の見直し頻度は3年に1度としており、令和5年4月時点で上限価格が適用済みの商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び令和6年4月貸与分から適用される上限を、令和5年11月6日に厚生労働省のホームページで公表した。

また、新商品については、3ヶ月に1度の頻度で全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧を公表しているので、福祉用具貸与事業者においては、随時本内容を確認いただくようお願いする。

各都道府県におかれては、管内の市町村及び福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくとともに、必要に応じて介護保険法に基づく実地指導・監査を行っていただくようお願いする。

特に、（介護予防）福祉用具貸与事業所の請求事務において、商品コードの入力誤りが散見される。貸与価格の上限設定等の対象は月平均100件以上の貸与件数がある商品であるが、入力誤りが生じると本来設定されるべきものとは異なる商品に、不適正な貸与価格の上限が設定されることとなる。1事業所の入力誤りにより、全国の事業所の経営に大きな影響を及ぼすことも懸念されることから、福祉用具貸与計画書やケアプランの記載内容と請求に相違がないかを確認することや介護ソフト等のICTの導入により入力誤りを防止する取組を行うようよう指導をお願いする。

なお、令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和6年度調査）では、福祉用具貸与価格の上限設定を定期的に見直すことについて、適正化

の効果を検証し、あわせて令和6年4月以降の貸与価格や事業所の事務負担を含めた経営等に関する実態を把握することとしている。くわえて、令和6年度介護報酬改定の審議報告において、物価上昇に対応した特例的な仕組みを設ける等の見直しの必要性を含め検討を行うため、貸与価格の上昇等に関する実態を引き続き半年に1度程度把握すべきとされたところであり、引き続き検討を進めているところである。

<全国平均貸与価格・貸与価格の上限>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

(5) 福祉用具に係る事故の情報提供について

令和3年3月5日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡「福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について」で周知したとおり、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、当課から随時情報提供を行っているところであり、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、引き続き、管内市町村及び福祉用具貸与事業所等に対し、広く周知をお願いする。

また、公益財団法人テクノエイド協会において、令和6年度から事故情報を集約・一元化し「福祉用具「事故・ヒヤリハット」情報」として発信している。同サイトでは、消費者庁、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が公開している情報と、都道府県・事業所等から任意で提供された情報とを併せて、「最近の傾向」として定期的に情報提供している他、様々な場面における福祉用具のヒヤリハット情報を公開しているので事業所の指導等において参考としていただきたい。

<事務連絡「福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について」>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001214092.pdf>

<福祉用具に係る重大製品事故について>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001016050.pdf>

<福祉用具「事故・ヒヤリハット」情報>

<https://www.techno-aids.or.jp/hiyari/accident.html>

(6) 住宅改修について

介護保険制度における住宅改修については、在宅介護の重視、自立支援の観点から、利用者の日常生活を行う上で必要となる自宅の段差の解消、手すりの設置などの改修を対象としているところである。

平成30年度には、住宅改修の内容や価格を市町村が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、事前申請時に利用者が市町村に提出する見積書類の様式例（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を示したほか、複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員が利用者に説明することとしているので、各都道府県におかれては、管内の市町村等に周知いただくとともに、適切な実施についてお願いする。

1. (8) ② モニタリング実施時期の明確化

概要

【福祉用具貸与★】

- 福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。【省令改正】

基準

< 現行 >

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

⇒

< 改定後 >

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

1. (8) ③ モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付

概要

【福祉用具貸与】

- 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを義務付ける。【省令改正】

基準

< 現行 >

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

⇒

< 改定後 >

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護事業者に報告しなければならない。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

省令・告示・通知改正

■ 利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制を導入する。その際、利用者への十分な説明と多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案などを行うこととする。

福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★

【選択制の対象とする福祉用具の種目・種類】

- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 単点杖（松葉づえを除く）
- 多点杖

【対象者の判断と判断体制・プロセス】

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。

【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方】

※ 福祉用具専門相談員が実施

<貸与後>

- 利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討する。

<販売後>

- 特定福祉用具販売計画における目標の達成状況を確認する。
- 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める。
- 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

『介護給付費適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き』

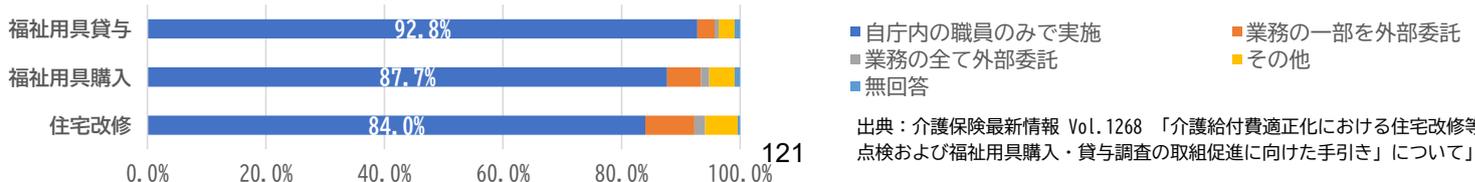
○市町村が実施主体である介護給付費適正化事業の一つの「住宅改修の点検」及び「福祉用具購入・貸与調査」の適正な運用の観点から、市町村のチェック体制の充実を図るため、市町村の組織体制、点検ポイント及び取組事例等を整理し、令和6年6月に手引きを公表

○本手引きの活用場面

主な活用場面	≪保険者市町村において≫ ・今年度の介護給付費適正化事業の実施を具体的に検討したい。 ・事前相談～申請～支給後までの一連の窓口事務の課題を確認したい。 ・訪問調査時や申請書類等の书面確認の際のポイントが知りたい。 ・利用者の状態像を把握する際のポイントが知りたい。 ・給付の適正化における他自治体の取組を参考にしたい。 ・地域ケア会議で福祉用具・住宅改修について検討したい。 ≪都道府県において≫ ・保険者が実施する介護給付費適正化の取組内容に地域差が見られる時
構成	・4章構成(①住宅改修、②福祉用具購入、③福祉用具貸与、④取組事例) ・点検・調査のポイントを目的、解説、確認ポイントとして記載 ・「知りたい内容の検索」頁にて、知りたい項目のみ参照可能

○市町村の事前相談の実施体制（事業別）

令和5年度調査結果で回答のあった保険者のうち、全体で見ると8割以上の保険者が自庁職員のみで事前相談対応を実施



出典：介護保険最新情報 Vol.1268 「介護給付費適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き」について

『介護保険における福祉用具の選定の判断基準』改訂①

○平成16年に第1版が出てから改正されておらず、新たに給付対象として追加された用具への対応、軽度者の利用も踏まえた対応及び多職種連携の促進の観点等から令和6年8月に全面改訂

○福祉用具専門相談員や介護支援専門員が手に取りやすいよう、福祉用具の種目毎に「解説」「使用が想定しにくい状態像」、「使用が想定しにくい要介護度」及び「留意点」に分けて記載 出典：令和6年8月2日付「介護保険最新情報 Vol.1296」

<p>福祉用具の解説（目的、種類、給付対象となる範囲等）</p>	<p>(1)車いす (1-2)普通型電動車いす</p> <p>電動車いすは、自走用標準型車いすを操作することが難しい人が、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。</p> <p>①自走用標準形、②自走用ハンドル形、③自走用座位変形に該当するもの及びこれに準ずるもの。なお、自走用標準形及び自走用ハンドル形にあっては、車いす本体の構造に応じて自走用標準型車いす又は自走用標準型に含めるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項という普通型電動車いすと解するものではないものである。</p> <p>①自走用標準形 自走用電動車いすで、前2輪、後2輪の四輪で構成したもので、駆動方式は限定しない。身体支持部のうち、シート、バックサポート及びフット・レッグサポートは、任意に角度が変えられない機構で、主に操作方法はジョイスティック方式とする。 なお、パワーステアリング機構を装備したのもを含む。</p> <p>②自走用ハンドル形 操だ（舵）を直接ハンドル操作によって使用する自走用電動車いす。3輪又は4輪で構成したのも。</p> <p>③自走用座位変形 座位の位置又は姿勢変換を主目的としている自走用電動車いす。姿勢変換のためのリクライニング機構、リフト機構、スタンドアップ機構及びチルト機構を装備している。ただし、単純な座の回転だけのものは含まない。</p> <p>（出所）JIS T9203:2010「附属書3A（規定）電動車いす形式分類」「JIS A 電動車いす形式分類の定義」より一部引用</p>	<p>留意点 ※種目全般に関する留意点については、目録(P8～)を参照</p> <p>福祉用具の選定について</p> <p>利用目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 車載などに有難い折りたたみや分解ができる軽量型の電動車いすもあるため、用途に合わせた選択が可能である。 <p>医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例</p> <ul style="list-style-type: none"> 自走用標準型車いすと同様 上肢機能が低下し、安全に操作できない場合 <p>自立を阻害しないための留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 自走用ハンドル形電動車いす <p>利用者の状態悪化や事故等を防止するための留意点を記載</p>	<p>種目の選定において踏まえるべき点を5つの視点（利用目的、利用者、介護者、住環境、他の福祉用具）から記載</p> <p>医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例を記載</p> <p>利用者の状態悪化や事故等を防止するための留意点を記載</p>
<p>使用が想定しにくい状態像を認定調査項目及び利用者の新進の状況により選択された選択肢別に記載</p>	<p>使用が想定しにくい状態像</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行：つかまらないうでできる 短期記憶：できない <p>【考え方】 車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないうで歩行している場合の使用は想定しにくい。 普通型電動車いすは、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。したがって、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合は、電動車いすの安全な操作方法を習得することは困難と考えられることから、使用は想定しにくい。</p>	<p>事故防止に関する注意喚起</p> <p>近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「V参考情報」「3.事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。</p> <p><参考情報></p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html) 消費者安全調査委員会「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故」 (https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_009/pdf/report_009_180129_0001.pdf) 全国福祉用具専門相談員協会 「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン」 「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手順書」 (https://www.zfssk.com/topics_detail.php#953) 電動車いす安全普及協会「電動車いす安全利用の手引き（事故事例）」 (https://www.den-ankyo.org/guidance/img/tebiki_p14.pdf) 電動車いす安全普及協会「電動車いす安全運転のすすめ」 (https://www.den-ankyo.org/guidance/movie.html) 	<p>重大事故情報や省庁等から発信されている注意喚起を記載</p>
<p>福祉用具の特性から使用が想定しにくい要介護度状態区分を記載</p>	<p>使用が想定しにくい要介護度</p> <ul style="list-style-type: none"> 要支援1・2、要介護1（※） 要介護5 <p>車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないうでできる場合が多い「要支援1・2」「要介護1」、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合が多い「要介護5」での使用は想定しにくい。 ※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照</p>		

『介護保険における福祉用具の選定の判断基準』改訂②

判断基準の改訂に当たり、構成として第一版が出された平成16年以降、新たに給付対象となった福祉用具を追加、累次の制度見直し等を踏まえて介護支援専門員や医師及びリハ職と連携する場面を想定した活用方法、留意点等を新たに記載

構成	主な事項 ※追加された事項については●（赤字）にて記載
I. はしがき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 判断基準策定の背景 ○ 判断基準の構成
II. 活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 選定時における介護支援専門員や福祉用具専門相談員の役割 ● 各種目ごとの「留意点」等の活用方法・活用場面 ● 要支援・要介護1の者（軽度者）に対する福祉用具貸与に関する参考情報
III. 種目全般に関する留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉用具の選定について ● 福祉用具の販売について ● 医師・リハビリテーション専門職等への意見の確認 ● 事故・ヒヤリハットの防止
IV. 種目別 選定の判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たに給付の対象又は非対象となった福祉用具 ○ 各種目ごとの福祉用具の解説（目的、種類、給付対象となる範囲等）の記載 ○ 各種目ごとの使用が想定しにくい状態像・要介護度 ● 各種目ごとの留意点
V. 参考情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護度別索引 ○ 関係通知等の更新 ● 事故・ヒヤリハット関連情報

『介護保険における福祉用具の選定の判断基準』改訂

○改訂した判断基準では、福祉用具専門相談員が福祉用具の選定に当たり介護支援専門員、医師やリハ専門職等と視点を共有し多職種連携を促進する観点から、種目ごとに留意点を追加している。

○また、個々の種目における選定の視点や医師やリハ専門職等に意見を求めることが望ましい例等、全般に係る留意点について種目全般に係る留意点を設けた。

「種目全般に係る留意点」の構成

- ・福祉用具の選定について
- ・福祉用具の再購入について
- ・貸与と販売の選択制について
- ・医師・リハ専門職等への意見の確認
- ・事故・ヒヤリハットの防止

福祉用具の選定について

介護保険の理念である一人ひとりの尊厳の保持と自立を支援するために幅広い視点から生活全般を捉え、生活の将来予測に基づく支援の調整が必要となる。このため、過度な福祉用具の使用とならないよう、本人の意思を尊重し、適切な福祉用具の選択と使用が可能となるよう支援する必要がある。

福祉用具の選定にあたっては、下記のような視点を踏まえることが重要である。なお、個々の種目の選定の視点についてはIV章を参照すること。

視点	具体的視点の例
①利用目的	要介護者等や家族の思い、希望する生活 等
②利用者	要介護者等の希望、心身の状況・変化 等
③介護者	介護力、介護技術 等
④住環境	住宅の構造、生活動線 等
⑤他の福祉用具	複数の用具を使用する場合の動作や生活の流れ 等

医師・リハ専門職等への意見の確認

要介護状態の高齢者は複数の疾患や障害を抱えている。また、医療ニーズの高い疾患や予後予測が難しい状態など症状は様々である。疾患によっては特徴的な症状が把握できることもあれば、心身機能等の把握が難しく、それぞれの症状によっては、専門職の意見を聞きながら、予後予測の見立てやリスクに関する情報収集をもとにアセスメントする必要がある。適切なケアマネジメントのために、福祉用具の必要性や対処方法について、介護支援専門員や福祉用具専門相談員が、医師やリハ専門職等の意見を求めることが望ましい具体例を以下に示す。

(具体例については略)

このような利用者の状態像が観察される場合は、可能な限り医学的な情報を収集し、サービス担当者会議等を通じて適切に福祉用具が提供されることを期待する。本判断基準の「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」に該当する、しないに関わらず、福祉用具の選定にあたっては、利用者の状態像の確認のために医師やリハ専門職等の多職種の知見を参考にすることで、利用者の心身の状況等に対し、より適応した福祉用具の選定につながることを忘れてはならない。

出典：令和6年8月2日付「介護保険最新情報 Vol.1296「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」」

令和6年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（福祉用具） （老人保健健康増進等事業分）

1) 福祉用具サービスの適切なPDCAの実現に向けた調査研究事業

これまでの各種調査研究事業等の文献検索や福祉用具貸与・販売計画の利用事例の調査・検証を行った上で、福祉用具専門相談員が活用する福祉用具サービスの適切なPDCAに向けた手引きを作成し、当該手引きの活用方法についても検討しまとめる。

2) 福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業

令和5年度老健事業で取りまとめた「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し案」を基に、各科目における目的、到達目標、内容等の見直しを踏まえ、研修内容の標準化及び質を担保するためのガイドライン（指導要領）や研修ツール等を作成する。

3) 福祉用具の事故防止に向けた体制強化に関する調査研究事業

令和3年度、令和4年度にて市町村及び福祉用具貸与事業所における実態把握を通じ、事故報告様式（案）や「福祉用具の安全利用のための福祉用具貸与事業所の体制・多職種連携を強化するための手引き」を作成した。この2点の調査・検証を通じ、事故情報等の活用や福祉用具の安全利用に向けた体制強化について検討しまとめる。

「福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラムの見直し」

○指定講習カリキュラムは平成26年から見直しされておらず、累次の制度改正の反映や福祉用具の安全な利用の促進や福祉用具専門相談員の質の向上の観点から、令和5年度調査研究事業にて新カリキュラムの構成について検討した。
○新カリキュラムは手続きを経て令和7年4月1日より新カリキュラムを施行する予定。あわせて、新カリキュラムに対応した指導要領や動画を作成し、研修内容の質のばらつきの改善を図っていく。

【現行カリキュラム】

【新カリキュラム案】

【主な変更点】

科目	時間数	科目	時間数
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	2時間	1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	2時間
福祉用具の役割	(1時間)	福祉用具の役割	(1時間)
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	(1時間)	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	(1時間)
2 介護保険制度等に関する基礎知識	4時間	2 介護保険制度等に関する基礎知識	4時間
介護保険制度等の考え方と仕組み	(2時間)	介護保険制度等の考え方と仕組み	(2時間)
介護サービスにおける視点	(2時間)	介護サービスにおける視点	(2時間)
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	16時間	3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	16.5時間
からだところの理解	(6時間)	からだところの理解	(6.5時間)
リハビリテーション	(2時間)	リハビリテーション	(2時間)
高齢者の日常生活の理解	(2時間)	高齢者の日常生活の理解	(2時間)
介護技術	(4時間)	介護技術	(4時間)
住環境と住宅改修	(2時間)	住環境と住宅改修	(2時間)
4 個別の福祉用具に関する知識・技術	16時間	4 個別の福祉用具に関する知識・技術	17.5時間
福祉用具の特徴	(8時間)	福祉用具の特徴	(8時間)
福祉用具の活用	(8時間)	福祉用具の活用	(8時間)
		福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	(1.5時間)
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	7時間	5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・総合演習	13時間
福祉用具の供給の仕組み	(2時間)	福祉用具の供給とサービスの仕組み	(3時間)
福祉用具貸与計画等の意義と活用	(5時間)		
6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	5時間	福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用	(10時間)
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	(5時間)		
	50時間		53時間

- ①指定講習に要する時間を「50時間」から「53時間」に。
- ②安全利用・リスクマネジメントの科目を追加
- ③講義に加え演習を併せて行う時間を増加 等

【指導要領等の作成】

○研修内容の質のばらつきの改善を図るため、
・演習の進め方、目的・到達目標、オンライン形式での進め方などに着目した**指導要領**
・研修ツールとなる**動画コンテンツ**を作成

→「演習を含む講義」に
→「演習を含む講義」に
→科目を新設
→科目を統合し演習を含む講義として内容を見直し

出典：令和5年度老人保健健康等増進事業
「介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見直しに向けた調査研究事業」

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関する取りまとめ 概要

令和5年11月8日

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会において、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、福祉用具の貸与・販売種目のあり方や福祉用具貸与・販売に関する諸課題について検討を行い、令和5年11月8日に取りまとめを行った。

■取りまとめで示された主な対応の方向性

安全な利用の促進

- ・福祉用具貸与事業所向けの「事故報告様式」及び「利用安全の手引き」の活用促進による事故防止に向けた体制整備
- ・福祉用具の事故及びヒヤリ・ハット情報に関するインターネット上での公表 等

サービスの質の向上

- ・福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し
- ・現に従事している福祉用具専門相談員に対する研修機会及びPDCAの適切な実践に関する周知徹底 等

給付の適正化

- ・福祉用具専門相談員が行うモニタリング時期の明確化とモニタリング記録の作成及び介護支援専門員への交付の義務化
- ・「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」の見直し（新たな福祉用具の追加、医療職を含む多職種や自治体職員等の幅広い関係者で共有できる内容とする観点等からの見直し）
- ・自治体職員等によるチェック体制の充実・強化を図るための自治体向け点検マニュアルの作成 等

■今後の進め方

- 社会保障審議会介護給付費分科会の意見を踏まえ、着実に各種取組を実行するとともに、その効果や課題等を引き続き調査・検証を行い、改善や充実を図る。
- 貸与と販売の選択制の導入にあたっては、現場で制度が円滑に運営されるよう、関係者の意見を十分に反映し、負担軽減にも配慮した詳細な制度設計とわかりやすい制度の周知に努める。

一部種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

長期間レンタルするよりも、購入した方が利用者負担を抑えられる者の割合が多い一部の種目について、利用者の負担の抑制・保険給付の適正化を図る観点から、貸与と販売を選べる仕組みを導入する。

1) 対象とする種目・種類

固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）、多点杖

2) 対象者の判断と判断体制・プロセス

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、その際に、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、取得可能な医学的所見等やサービス担当者会議等による多職種連携で得た判断のもと、貸与又は販売について提案をする。

3) 福祉用具専門相談員による貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

○貸与後

利用開始後少なくとも6ヶ月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととし、その後も必要に応じて行う。

○販売後

- ・福祉用具サービス計画における目標の達成状況を確認する。
- ・保証期間を超えても利用者等からの要請に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努める。
- ・利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

【目的】

利用者や保険者等の提案を踏まえ、新たな種目・種類の追加や、拡充等の検討のため、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を開催。

【検討事項】

- ・介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加や拡充についての妥当性や内容に関する事。
- ・その他、介護保険の福祉用具・住宅改修に関する事。

【評価・検討の流れ】

■新規提案の場合

通年	厚生労働省HPより提案票の受付。（11月以降に受付けた提案は、次年度の検討会で評価・検討）
11月～1月	提案資料の確認。評価・検討に必要な情報が不十分な場合、構成員の助言を踏まえ、追加データを提案者に依頼。
2月～3月	評価検討会を開催し、提出された提案について種目・種類の追加や拡充の妥当性や内容について評価・検討。

■「評価検討の継続」と判断された提案の場合

通年	必要なエビデンス等が整理され次第、随時評価検討を実施。（改めての提案票の提出は不要）
----	--

(イメージ)



【介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 構成員】(順不同・敬称略) 令和6年7月時点

氏名	所属・役職	氏名	所属・役職
石田 光広	稲城市 副市長	大河内 二郎	介護老人保健施設竜間之郷 施設長
井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発室長	久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 常務理事
井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授	五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長
岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長	濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
上野 文規	介護総合研究所 元気の素 代表	松本 吉央	東京理科大学先進工学部機能デザイン工学科 教授
大串 幹	兵庫県立リハビリテーション中央病院 病院長	渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長
宮本 隆史	社会福祉法人 善光会 理事 最高執行責任者 兼 統括施設局長	斉藤 裕之	株式会社SOYOKAZE 常務執行役員 経営企画室部長

令和6年度 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会のスケジュール

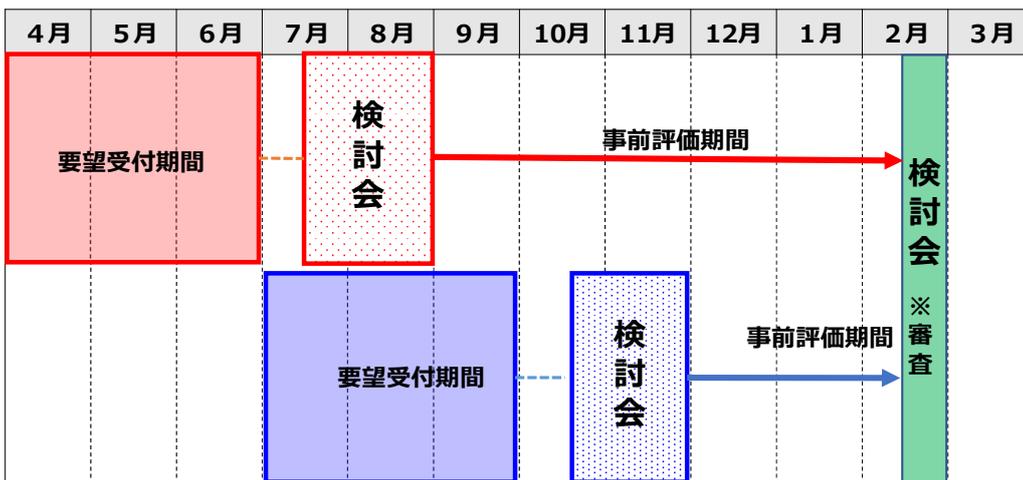
- 提案企業・団体の評価検証に対する支援を目的として、新規の要望（種目の追加・拡充）や評価検証の継続案件について、提案者が構成員に対しプレゼンテーションや相談を行う検討会（非公開）の場を設ける。
- 構成員が評価検証に係る助言等を直接行うことにより、提案者が具体的に評価検証に取り組み易くする。

【新規要望の場合】

- 4月～7月に新規の提案があった場合 ……提案状況に応じて7月下旬～8月の間に検討会の機会を設ける。
- 7月～9月下旬に新規の提案があった場合 ……提案状況に応じて10月中旬～11月の間に検討会の機会を設ける。
(上記検討会はいずれも議事概要のみ公開)
- 2月下旬を目途に評価検討会を開催し、審査を行う（公開）。

【評価検討の継続の場合】

- 評価検討の継続とされた企業・団体から要望があれば、構成員に対し検証等への相談を行う機会を設ける（議事概要のみ公開）
- 検証等への相談の機会を設けた上で、2月末に評価検討会を開催し審査を行う（公開）。



【新規要望】

- 1社当たり45分以内を想定
- ・プレゼン 7～10分
- ・質疑・協議等 25～35分

【評価検討の継続】

- 1社当たり30分以内を想定
- ・プレゼン 5分
- ・質疑・協議等 15～25分

- ・提案者は手引きを参考に提案書一式を作成し事前に構成員に確認したい事項を整理の上で、当日は製品のデモンストレーションを行う。
- ・検討会後も引き続き構成員への相談を再度行う希望があれば、事務局経由で委員にメールにて相談を行うことができる。

福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 適正化を図るため、平成30年10月より、商品ごとに「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差 (1SD)」を福祉用具の貸与価格の上限としている。
 - ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差 (1SD)」は正規分布の場合、上位約16%に相当。
 - ※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い
 - ※ 平均貸与価格は公表前の概ね3か月間の平均価格を算出。
- 上限設定等の対象になるのは、月平均100件以上の貸与件数がある商品。
- 新商品については、3ヶ月に1度の頻度で公表、既に設定されている商品は3年に一度の割合で見直しを行う。
 - ※ 既設定商品の見直しは施行当初は1年に一度としていたが、見直しによる適正化の効果と事業者負担を勘案して、令和3年度より3年に一度とした。
- 事業所の準備期間等の一定の配慮が必要なため、上限設定の公表は概ね6ヶ月前に行う。

貸与価格の上限設定のイメージ(正規分布)

上限価格が設定されている商品数

○ 4,577商品 (令和6年10月1日現在)

直近1年の公表実績

公表時期	公表商品数	適用時期
令和6年1月	82 (新商品)	令和6年7月
令和6年4月	61 (新商品)	令和6年10月
令和6年7月	54 (新商品)	令和7年1月
令和6年10月	75 (新商品)	令和7年4月

福祉用具の「事故・ヒヤリハット」情報

厚生労働省：「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」

- 「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」の取りまとめにおいて、「福祉用具に係る事故情報について、福祉用具の安全情報として一元的に提供できるよう、インターネット上で公表していくこと等を検討する」とされたことを踏まえ、令和6年度から最新事故情報を集約・一元化し「事故・ヒヤリハット情報」を発信
- 消費者庁、独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)、都道府県・事業所等から任意で提供された情報の件数や特徴を「最近の傾向」として定期的に公表している他、ヒヤリハット情報として周知

出典：公益財団法人テクノエイド協会 <https://www.techno-aids.or.jp/hiyari/accident.html>

福祉用具の
事故情報を
集約・一元化

事故情報データベースシステム
消費者庁

→消費生活用品安全法に基づく重大製品事故

SAFE-Lite (セーフ・ライト)
独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE)

→消費生活用品安全法に基づく非重大製品事故

都道府県等から提供された事故情報

→保険者(都道府県・市区町村)から提供される製品に起因しない事故

事故情報を「発生場面」「用具分類」「利用シーン」「利用場所」「被害状況」に分け「最近の傾向」として定期的に公表

